

水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

近年、農薬を中心に分析方法の改定が行われており、水質基準項目ではホルムアルデヒドのHPLC法が新たに追加された。

水質検査機関においては、近年の激化する価格競争の一方で、内部精度管理の質が問われている。とりわけ、実効性のある標準作業書の整備・運用、分析機器や試薬類の日常管理のチェック体制などプロセス管理が今まで以上に重要視されてきている。

また外部精度管理関係では、毎年水質基準項目から精度管理の対象項目が選定されており、今年度の厚労省はかび臭と亜硝酸態窒素、給衛協は銅とフェノール、神奈川県はハロ酢酸と塩素酸であり、当会の成績はいずれも良好であった。

結 果

平成27年度の実施総数は1413件、このうち一般試験は1034件（73%）、15項目以上の精密試験は270件（19%）、その他は109件（8%）。

用途別の実施件数では、専用水道水（自家用水道又は水道事業以外に該当する）の検査数が554件（40%）と最も多く、簡易専用水道水が348件（25%）で、全体の6割強を占めた。受託数は昨年度より若干増加しているが、専用水道を管理する管理会社等の欠落や簡易専用水道水の直結給水化の進展により受託数は近年伸び悩んでいる。

飲用目的の検査結果のうち不適件数は60件（4%）となり、近年減少傾向を示している。このうち、井戸水の不適件数は32件（46%）と最も多く、船舶水の12件（8%）、簡易専用水道の9件（3%）と続いている。

水質基準の不適合項目は、一般細菌・大腸菌が34件と最も多く、金属類が13件と続いており、使用頻度の少ない井戸水や簡易専用水道などで発生している。この中には、近年、緊急災害時の飲用の適否を調べる井戸水検査などが含まれている。

プール水の検査は今年度297件を実施した。検査結果では、残留塩素137検体のうち基準（0.4mg/ℓ）に達しない施設が36施設（26%）にのぼり、プール水の消毒設備の適切な管理が望まれる。

簡易専用水道検査等

動 向

簡易専用水道検査は厚生労働大臣の指定検査機関から登録検査機関へと移行後、12年が経過した。

この登録には3年毎の更新が法律で定められている。この間、神奈川県を検査区域とする検査機関は7機関から22機関へと増大し、複数の検査機関に委託していた検査は価格の安い検査機関に集約するなど、精度よりも価格勝負がますます顕著になっている。また、揚水ポンプの能力向上に伴い給水設備の直結化が進み、受水槽を廃止する施設も増加している。

検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は1,807件で、前年度より31件減少し、実施率は98.3%であった。このうち、横浜市内では1,642件で、前年度より50件減少している。減少の主な要因は、直結給水方式に伴う受水槽の廃止、低価格の検査機関への移行などである。また、横浜市を除いた川崎市や神奈川県内の実施数は、前年と比較すると若干の微増であった。

検査結果は、1,807件のうち、良好施設1,685件（93.2%）、不適合施設122件（6.8%）で、このうち19件は行政指導が必要な助言施設であった。

不適合内容の内訳は、受水槽の本体の状態、水槽周囲の状態、水槽マンホールの状態と続き、項目別では地下式受水槽施設で槽内全体の確認ができない施設、水槽室底部にたまり水が見られた施設、マンホールの密閉不良などである。助言項目では、水槽の老朽化により本体に隙間が発生し、雨水等が浸入する恐れがある施設や小動物等の死骸が見られた施設、水質検査の残留塩素が不検出施設などであった。

一方、小規模受水槽水道検査は175件で前年度より7件減少し、受験率は96.2%であった。このうち不適合施設は24件で、不適合項目の内訳については、簡易専用水道検査とほぼ同様な傾向であった。

関係の集計表は134頁に掲載